

## 児玉郡市における埼玉県議会議員選挙区を見直し児玉郡及び本庄市が同一選挙区となるよう求める意見書

平成26年に改正された埼玉県議会議員の選挙区を見直し、児玉郡及び本庄市が一つの選挙区となるよう埼玉県に求めるものです。

平成26年9月定例会において「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の改正が行われました。主な内容は、議員定数及び議員一人当たりの人口格差や、飛び地解消等を理由とした選挙区等の改正であります。

児玉郡市では、改正内容の新聞報道を受け、条例改正に当たっては地域の一体性やこれまでの経緯を勘案し、住民に十分理解が得られるような区割りとなるよう要望させていただきましたが、実際には、北第二区（横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村）には例外を認めているにもかかわらず、児玉郡市は認められませんでした。

繰り返し申し上げますが、児玉郡市広域市町村圏組合は、本庄市、美里町、神川町、上里町で構成されており、消防や清掃、斎場等の広域行政を実施しているほか、定住自立圏なども同じ構成で事業を行っております。さらに、警察、保健所、県土整備事務所を始めとする出先機関や医師会等の民間団体の構成も同様であります。

埼玉県におかれては、児玉郡市の一体性を十分にご理解いただき、児玉郡及び本庄市が同一の選挙区となるよう見直しいただきたく、ここに強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年9月4日

## ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は県税ですが、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、町の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持するよう国に求めるものです。

ゴルフ場利用税は都道府県税ではありますが、その税収の7割がゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場所在市町村に交付されている。

本税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要な財源を受益者に求めるという合理的な仕組みに基づく税である。一方で、18歳未満の者、70歳以上の者及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮しながら課税しているところである。

少子高齢化が進み、社会保障費の増加が見込まれる中、ゴルフ場が所在する市町村には、自主的な財源の乏しい中山間地域も多く、これらの市町村にとっては貴重な財源となっている。

よって本町議会は、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識いただき、現行制度を堅持するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月4日

